

**非常災害に係る緊急措置について****暴風警報・特別警報発表時の措置**

茨木市に「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表された場合、下記の措置をとります。

1	午前7時の時点で暴風警報・特別警報 発表の場合	登校しない
2	午前9時までに暴風警報・特別警報 解除の場合	解除の時点で集団登校 (給食あり)
3	午前9時に暴風警報・特別警報が解除されていない場合	臨時休業(学童保育室閉室)

※ 荒天の場合、各ご家庭で午前7時の気象庁 HP、ニュース等で気象情報をご確認下さい。

※ 午前9時までに警報が解除された場合、解除された時点で集団登校の集合時間等を全体メール(ミマモルメ)で配信することを予定しています。

※ 「大雨警報」「大雨・洪水警報」では、自宅待機ではなく、平常通りの登校です。

※ 登校後に暴風警報・特別警報が発表された場合は、原則としてその時点で集団下校をします。(発表された時点で、学童保育室は閉室となります)各ご家庭で気象情報を確認していただき、安全に下校できるようご準備ください。下校時刻は一斉メール(ミマモルメ)で配信します。(状況によっては、保護者へ引き渡すまで学校で保護・監督します。)

※本校 HP「お知らせ」に、気象警報・注意報情報(気象庁 HP)、避難情報(大阪防災ネット)をリンクしています。

**地震発生時の措置**

1	<b>大地震(震度5弱以上)が発生した場合</b>	
	始業前	臨時休業 登校中の場合、原則として学校へ向かう。(登校してきた児童は下記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで学校で保護・監督する)
	在校時	授業中止⇒保護者引き渡し 引き渡しカードにより、保護者(親族)へ直接引き渡す。 引き渡すまで学校で保護・監督する。
	下校時	下校中の場合、原則として自宅へ向かう。(学校に残っている児童は上記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで 学校で保護・監督する)
翌日の措置については、臨時休業の連絡がない限り登校する。		
2	<b>震度4以下の地震が発生した場合</b>	
	学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休業の連絡がない限り登校する。	

☞ 学校が臨時休業になった日及び暴風警報や特別警報、沢池小学校区内で避難勧告や避難指示発令中は、施設使用団体による学校施設は使用できません。(避難勧告や避難指示の発令については茨木市の HP でご確認ください。)

☞ 学校へのお電話でのお問い合わせはご遠慮ください。